

諮問日：平成28年2月24日（平成27年度（最情）諮問第27号）

答申日：平成28年6月3日（平成28年度（最情）答申第14号）

件名：最高裁判所事務総局情報政策課長の事務引継書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成28年1月1日付の人事に関して作成された、最高裁情報政策課長の事務引継書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年2月4日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は妥当である。

2 理由

平成28年1月1日付けで、東京地方裁判所判事安東章は、最高裁判所事務総局情報政策課長（以下「情報政策課長」という。）に異動した。その事務の

引継ぎについては、異動前から、現課長が随時最高裁判所へ訪問の上、前課長から口頭で説明を受けているし、異動後においても部下職員から随時口頭で説明を受けている。

すなわち、情報政策課長の事務引継ぎは、口頭により支障なく行われており、文書を作成する必要がないものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年2月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成28年4月11日 審議
- ④ 同年6月1日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出文書は、平成28年1月1日付けの人事に関して作成された情報政策課長の事務引継書である。

最高裁判所事務総長は、上記人事異動に際し、事務の引継ぎが、口頭で行われており、事務引継書は作成されていないと説明する。

同説明によれば、同日付けの人事異動により情報政策課長となった者は、それ以前は東京地方裁判所判事であったというのであるから、最高裁判所に出向いて前任の情報政策課長から口頭で引継ぎを受けることは十分に可能であったと解される。また、情報政策課が所管する事務は、情報化の推進及び情報セキュリティの確保に関する事項等であるから、それらの事務の内容については、着任後に部下職員から口頭で補充説明を受けることがふさわしいものも少なくないと考えられる。

そうすると、上記人事異動に際して事務引継書が作成されていないとしても、事務引継ぎは口頭で支障なく行われており、事務引継書を作成する必要がなかったとする最高裁判所事務総長の説明は、合理的であるということができ、最

高裁判所において，本件開示申出文書を保有していないものと認められる。

- 2 以上のおりであるから，本件開示申出文書を作成し，又は取得していないとして不開示とした原判断については，最高裁判所においてこれを保有していないと認められるので，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人